

# **第1次米原市行財政改革大綱**

平成18年3月  
滋賀県米原市



# 目 次

1 . 行財政改革大綱策定の趣旨 . . . . .	1
2 . 基本方針 . . . . .	1
3 . 計画期間 . . . . .	2
4 . 改革の進め方 . . . . .	2
5 . 行財政改革大綱の体系 . . . . .	3
6 . 行財政改革の推進項目 . . . . .	4
市民の満足度を高めるための行政サービス . . . . .	4
1 情報通信技術の活用などによる市民サービスの向上 . . . . .	4
2 公共施設サービスの効率化 . . . . .	4
3 事務事業の整理・合理化 . . . . .	4
市民との協働によるまちづくりの推進 . . . . .	5
1 市民の参画と協働の推進 . . . . .	5
2 公正で透明性の高い行政運営の推進 . . . . .	5
3 行政と民間の役割分担の明確化 . . . . .	6
持続可能な行政経営システムの確立 . . . . .	7
1 健全な財政運営の確保 . . . . .	7
2 組織・機構の再編・整理 . . . . .	8
3 人事管理 . . . . .	8
4 職員の意識改革と人材育成 . . . . .	8
5 行政評価の推進 . . . . .	9
6 行政情報化の推進による事務効率の向上 . . . . .	9
7 地方公営企業経営の見直し . . . . .	9
8 公共工事コスト等の改善 . . . . .	10
9 広域行政の推進 . . . . .	10
用語の解説 . . . . .	11

# 第 1 次米原市行財政改革大綱

## 1 行財政改革大綱策定の趣旨

行財政改革の取り組みは、これまで、合併前の旧 4 町（山東町、伊吹町、米原町および近江町）においても「行政改革大綱」を策定し、効率的な行政運営や市民サービスの向上を図るため、事務事業全般にわたる見直し、職員の定員管理・給与の適正化、情報化の推進などに取り組んできました。

そのような中、市町村合併が行財政改革の最も有効な手段として推進され、平成 17 年 2 月に山東町、伊吹町および米原町が合併して米原市が誕生し、さらには、平成 17 年 10 月に近江町と合併し、新・米原市となったところです。しかしながら、本市の行財政をとりまく環境は、低迷する経済情勢にあって、歳入の根幹となる市税収入の伸び悩みに加え、加速する少子高齢化や環境問題、情報化の進展などの社会情勢の変化による新たな行政課題や多様化・複雑化した市民ニーズへの対応が求められるものの、義務的経費の増加に伴う財政の硬直化が進み、合併したとはいえ依然として極めて厳しい状況にあります。

また、地方分権の時代に入り、本市にあっては、合併による町政運営から市政経営への変革と一層の地方分権の推進により、従前にも増して市民参加システムの確立、透明性の向上、市民満足度の向上が求められ、自己決定と自己責任の原則のもと、市民との協働により、魅力ある「市民都市・米原」を築いていく必要があります。

そのためには、行財政のあり方を抜本的に見直し、新たな時代に対応できるシステムの構築と、「最少の経費で最大の効果」をあげるための時代にマッチした行政経営という視点から、自主的・主体的に改革を実行していかなければなりません。

このため、米原市が自主自立の精神に基づき世代を超えて住み続けられる魅力あるまちづくりをめざし、持続可能な自治体経営システムを確立するための指針として「第 1 次米原市行財政改革大綱」を策定します。

## 2 基本方針

地方分権時代に見合った自治体経営を推進していくため、行政経営システムの構築とその活用による行政運営に努め、次の基本方針に基づき、市民と行政との協働による「市民都市・米原」をめざします。

### **市民の満足度を高めるための行政サービス**

行財政改革の目的は、究極的には市民サービスの向上にあり、最少の経費でいかに市民の満足度を高められるかがポイントとなります。

そのためには、時代に即した市民サービスの在り方を的確に把握しながら、市民の目線に立った行政サービスの向上に努めます。

### **市民との協働によるまちづくりの推進**

市民と行政が、それぞれの役割を分担し、対等な立場で協力し、連携することにより、自立した地域社会の構築に向けた市民との協働のまちづくりを推進します。

### **持続可能な行政経営システムの確立**

「最少の経費で最大の効果」の原則に基づき、コスト意識の徹底や経営感覚を常に持ち、必要な分野へ財源の重点配分を行うなど、成果志向、結果志向の発想で持続可能な行政経営を行います。

## **3 計 画 期 間**

米原市行財政改革大綱の計画期間は、平成17年度から平成21年度までの5ヶ年とします。

## **4 改 革 の 進 め 方**

この大綱に基づき、行財政改革を着実に進めるため、可能な限り目標を数値化するなど、具体的かつ市民にわかりやすい指標を用いた実施計画を策定します。また、実施計画に基づいた行財政改革の進行管理に努め、進捗状況を的確に把握するとともに、市民への情報提供、情報共有を図り、本市の行財政改革の状況を積極的に公表します。

## 5 行財政改革大綱の体系

### 市民の満足度を高めるための行政サービス

- 1 情報通信技術の活用などによる市民サービスの向上
  - (1)窓口サービスの向上
  - (2)行政サービスの情報化の推進
  - (3)地域情報化の円滑な推進
- 2 公共施設サービスの効率化
  - (1)公共施設の有効活用
- 3 事務事業の整理・合理化
  - (1)事務事業の整理・合理化
  - (2)補助金の見直し

### 市民との協働によるまちづくりの推進

- 1 市民の参画と協働の推進
  - (1)市民の参画機会の拡充
  - (2)市民との協働の推進
  - (3)パブリックコメント制度の導入
- 2 公正で透明性の高い行政運営の推進
  - (1)情報公開および個人情報保護制度の充実
  - (2)市民への情報提供の充実
  - (3)監査機能の充実強化
  - (4)審議会等の見直し
- 3 行政と民間の役割分担の明確化
  - (1)行政と民間の役割分担の明確化
  - (2)施設の管理運営等への民間活力の導入
  - (3)外郭団体の健全化

### 持続可能な行政経営システムの確立

- 1 健全な財政運営の確保
  - (1)中長期的な視点に立った財政運営
  - (2)経費の節減・合理化
  - (3)税等の収入確保
  - (4)受益者負担の適正化および新たな財源確保
- 2 組織・機構の再編・整理
  - (1)時代の変化に即応した組織・機構の構築
  - (2)組織のフラット化と庁内分権の推進
- 3 人事管理
  - (1)新人事制度の確立
  - (2)定員管理の適正化
  - (3)給与の適正化
- 4 職員の意識改革と人材育成
  - (1)人材育成
  - (2)多様な人材の活用
- 5 行政評価の推進
  - (1)行政評価システムの導入
- 6 行政情報化の推進による事務効率の向上
  - (1)事務の効率化
  - (2)事務の情報化
- 7 地方公営企業経営の見直し
  - (1)地方公営企業の健全化
- 8 公共工事コスト等の改善
  - (1)公共工事コストの縮減
  - (2)新たな入札・契約制度の導入検討
- 9 広域行政の推進

## 6 行財政改革の推進項目

### 市民の満足度を高めるための行政サービス

- 1 情報通信技術の活用などによる市民サービスの向上
  - (1) 窓口サービスの向上

高度化・多様化する行政需要に対応するため、情報通信技術の活用により窓口サービスの向上を図り、分庁方式 による不安の解消に努めます。また、行政に対する市民の評価は、窓口や仕事現場における対応に左右される面が大きいことから、人と人とのふれあいを大切にするため、適切な接遇の徹底、縦割りの対応の是正等、職員のスキルアップ に努めます。
  - (2) 行政サービスの情報化の推進

インターネットを活用した電子申請や届出などを導入し、市民が窓口に出向かなくてもサービスが受けられる機会を増やすほか、行政サービスの内容や手続きをホームページで情報提供することなどにより行政サービスの情報化を推進します。
  - (3) 地域情報化の円滑な推進

行政関係の各種情報の受発信や消費生活・日常生活情報の提供など市民生活の利便性向上を図るため、CATV やインターネットなどを活用した高度情報通信ネットワークの拡大・充実を進め、生活・行政・防災等あらゆる分野における情報のネットワーク化を推進します。
- 2 公共施設サービスの効率化
  - (1) 公共施設の有効活用

公共施設の利用率の向上をめざすとともに、類似施設については利用の効率化や施設の特化・個性化、再編成を図るために、公共施設のあり方や運営方法を見直し、市民ニーズに応じた公共サービスの向上をめざします。
- 3 事務事業の整理・合理化

### (1) 事務事業の整理・合理化

事務事業全般について、最少の経費で最大の効果をあげるため、限られた財源を有効に使っているか見直しを行います。また、社会情勢の変化や多様化する市民ニーズに的確に対応するため、行政評価システム の構築を踏まえて、継続的に見直しを行い、事務事業の再編・整理・統合・廃止を進めます。

### (2) 補助金の見直し

補助金や交付金などについては、従来からの経緯や実情等に配慮しつつ、目的や効果に照らした見直しを図ることとします。また、各種団体運営補助金の必要性や活動実態等を精査するとともに、事業費補助金について、行政評価等により事業の適正化を検証し、抜本的に見直しを行います。

## 市民との協働によるまちづくりの推進

### 1 市民の参画と協働の推進

#### (1) 市民の参画機会の拡充

市民の声を市政に反映させるため、ワークショップの開催や各種審議会等における委員の公募など、市民が行政に積極的に参加できる環境づくりに努めます。

#### (2) 市民との協働の推進

市民との協働のまちづくりを推進するため、相互補完の原則のもとで多様な交流のある魅力的なまちづくりを目指し、市民と行政が対等な立場で共通の目標に向けて、お互いの役割と責任を明確にした活動ができる体制を構築します。

#### (3) パブリックコメント制度 の導入

市の基本的な政策等に対して市民が意見を述べる機会を保障するとともに、政策等の意思決定過程における公正の確保と透明性の向上を図るため、政策等の案に対する市民意見の提出手続き制度であるパブリックコメント制度を導入します。

### 2 公正で透明性の高い行政運営の推進

#### (1) 情報公開 および個人情報保護制度 の充実

行政の透明性を高めるため、本市の情報公開制度の適正な運用を図ります。また、個人情報の保護に最善の配慮をしながら、国の個人情報保護の取り組みに対応した個人情報保護条例の見直しを進めます。

#### (2) 市民への情報提供の充実

公正で透明性が高く効果的な行政運営を推進するため、積極的な情報提供等により行政の市民に対する説明責任を明確化します。また、市民の声をまちづくりに反映するための広報広聴活動の充実に努め、市民との対話や情報交換を密にした双方向型行政スタイルの確立を図ります。

#### (3) 監査機能の充実強化

行政運営における市民の信頼性を高めるため、一層の情報公開と説明責任を果たし、財政支援団体等への監督機能の強化ならびに内部監査の充実と強化に取り組みます。

#### (4) 審議会等の見直し

審議会等を設置する場合は、広く市民に呼びかけ、公募枠や男女共同参画等の委員構成に配慮します。また、委員の定数、任期、報酬等は、当該審議会の目的に照らして適切なものとなるよう努めます。

### 3 行政と民間の役割分担の明確化

#### (1) 行政と民間の役割分担の明確化

行政サービスの中で、民間と競合したり、民間が参入しているものについては、サービスの量や質を見極めたうえで民間への移行を推進します。また、民間手法の導入が可能なものについても外部委託し、行政と民間との役割分担の明確化を図ります。

#### (2) 施設の管理運営等への民間活力の導入

公の施設は、利便性・機能性・安全性を伴った質の高いサービスを提供する必要があります。施設の設置目的を効果的に達成し、市民要求の多様性や急激な社会環境の変化に敏感に対応するために、指定管理者制度 等をはじめとした民間活力の導入を積極的に図ります。



### (3) 外郭団体の健全化

外郭団体については、当該団体のあり方を基本から見直し、自らが積極的に自己改革に取り組み、自主・自立的な経営基盤を確立できるよう、適切な指導、調整および支援に努めます。

## 持続可能な行政経営システムの確立

### 1 健全な財政運営の確保

#### (1) 中長期的な視点に立った財政運営

計画的なまちづくりを進めていくために、財政運営の健全性を中長期的に確保していく必要があります。このことから、事業の必要性や緊急性などの厳正な選択のもと、合併特例債をはじめとする起債への過度な依存とならない適切な起債管理を行うとともに、中長期的な視点に立った予算編成を行い、計画的な財政運営に努めます。

#### (2) 経費の節減・合理化

一般財源の十分な確保が期待できない財政状況のもと、新たな行政需要に対応していくためには、更なる経費節減が求められることから、効率的な行政経営を行うため、事務・事業の見直しを推進します。また、市が行っている事業の効果や費用について把握し、費用対効果の意識をもって行政運営を行うための方法について、研究や実践を深めます。

#### (3) 税等の収入確保

市の財源の根幹をなす市税の徴収率は、低迷する経済情勢の中にあって、年々低下する傾向にあることから、税収等の確保と負担の公平を図るため、収納率の向上に向けた対策を講じます。

#### (4) 受益者負担の適正化および新たな財源確保

受益者負担の原則に基づき、受益者に対しその受益に応じた一定の負担を求めることにより、サービスを利用する人と利用しない人との負担の公平性に配慮します。また、自主財源を確保するという観点から、コスト負担割合の明確化や、減額・免除取扱いの適正化

を図るとともに、定期的な見直しを実施します。

## 2 組織・機構の再編・整理

### (1) 時代の変化に即応した組織・機構の構築

少子高齢化、情報化、国際化等による社会情勢の変化に対応し、新たな行政課題および市民の多様なニーズに対応した施策を総合的かつ機能的に展開するため、市民にわかりやすく柔軟な組織・機構を構築します。

### (2) 組織のフラット化 と庁内分権 の推進

ピラミッド型組織を見直し、フラットな組織を構築することで、意思決定の階層を少なくするとともに組織内分権を推進し、事務処理のスピードアップを図り、市民の視点での機動的・弾力的な行政運営をめざします。

## 3 人事管理

### (1) 新人事制度の確立

市民に対して良質な行政サービスを効率的に提供する観点から、公務の職場に能力と実績に基づいた健全な競争原理を醸成するため、新たな人事制度を導入し、これを基礎として任用、給与、評価等の諸制度の確立をめざします。

### (2) 定員管理の適正化

合併の最大のメリットは、特別職・一般職を問わず人員の削減に伴う人件費の抑制であり、合併により過大となった職員数を計画的に削減するとともに、新たな行政課題への対応や社会情勢の変化に即応した効率的な組織・機構に配慮しつつ、定員適正化計画を策定し、計画の数値目標を公表して定員管理の適正化を図ります。

### (3) 給与の適正化

社会経済情勢の変化や業務内容の変更等に応じて、随時、的確な見直しを行い、適正な給与水準を維持するとともに、新人事制度導入にあわせた給与制度運用の適正化を図ります。また、市民の理解を得るため、毎年職員の給与状況を公表します。

## 4 職員の意識改革と人材育成

### (1) 人材育成

地方自治体を取り巻く社会環境が急速に変化し、多様化、高度化する市民ニーズや新たな行政課題に的確に対応するためには、専門職員の育成や職員一人ひとりの能力向上により、自立的な行政運営をする必要があります。行政運営における経営の資源としての人材を「人財」として活かすため、職員の意識改革を図り、効果的な人材育成に取り組みます。

### (2) 多様な人材の活用

自立的で個性のある地域づくりを進めるためには、職員の能力向上とともに、既存の人材や資源の活用が非常に有効です。民間企業経験者の活用、他団体との人事交流・人材派遣等、多様な人材を活用し、効果的な行政運営を実施するとともに、職員の自己啓発を促します。

## 5 行政評価の推進

### (1) 行政評価システムの導入

事務事業の不断の見直し、効率的・効果的な行政運営、アカウントビリティ（説明責任）の徹底、職員の意識改革などを図るため、行政評価システムを導入します。また、導入にあたっては、外部評価の導入についても検討し、質の高い行政経営をめざします。

## 6 行政情報化の推進による事務効率の向上

### (1) 事務の効率化

行政内部の庁内 LAN を積極的に有効活用し、内部情報の共有化を図り、意思決定の迅速化、ペーパーレス化、事務処理の見直しにより、事務の効率化をめざします。

### (2) 事務の情報化

計画的な情報機器の更新・整備を図り、事務の効率化・高度化をめざした各種事務に対応するシステムを導入・更新し、事務の情報化を推進します。

## 7 地方公営企業経営の見直し

### (1) 地方公営企業の健全化

地方公営企業は、市民生活に身近な社会資本を整備し、必要なサ

ービスを提供する役割を果たしていますが、将来にわたりその本来の目的である公共の福祉を増進していくため、地方公営企業の経営の総点検を行い、経営の健全化を図ります。

## 8 公共工事コスト等の改善

### (1) 公共工事コストの縮減

公共工事は、市民生活および経済活動の基盤となる社会資本を整備するものとして社会経済上重要な意義を有しています。厳しい財政事情の下、限られた財源を有効に活用し、効率的な執行を通して社会資本整備を着実に進めるために、職員の資質の向上と専門的知識の研鑽を図り、技術革新による工法の工夫や素材の選択などを通じて、一層のコスト縮減に努めます。

### (2) 新たな入札・契約制度の導入検討

公共工事コストの縮減を図るうえでは、適切な競争原理の確保と契約・入札の透明性・公平性の確保が必要であることから、計画的な建設計画を策定するとともに、入札執行方法等の工夫に努めます。

## 9 広域行政の推進

地方分権の推進、少子高齢化の進展、国・地方の財政悪化など、市町村行政を取り巻く情勢は大きく変化しています。また、合併特例法により、市町村合併が進み、市町村の枠組みが大きく変貌しています。

こうした中で、今まで行ってきた広域行政の更なる効率化のため、今までの枠組みを再度検討し、引き続き広域的視点が必要な行政課題に的確に取り組みます。

## 用語の解説

ページ	用語	用語の説明
P 1	定員管理	市の一般職の定数は「米原市職員定数条例」により、議会事務局、市長部局、教育委員会事務局などの事務局ごとに定められている。
P 1	少子高齢化	65 歳以上人口が 7 % を超える社会を高齢化社会といい、14% を超えた場合には高齢社会といわれている。 2006 年頃をピークに日本の総人口が減少すると見られており、今後も少子化・高齢化が続くものと思われる。
P 1	義務的経費	地方公共団体の歳出のうち、任意に節減できない極めて硬直性の強い経費。一般的には人件費、扶助費、公債費で構成されている。 扶助費： 社会保障制度の一環として、生活困窮者、高齢者、児童、心身障害者等に対して行っている様々な支援に要する経費（児童手当、生活保護費など） 公債費： 地方公共団体が借り入れた借金の元利償還金
P 1	地方分権	現在、国が行っている行政権限（行政サービス）の一部を住民にとって身近な地方公共団体に移すこと、あるいは地方公共団体に対する国の関与を見直すこと。これによって、より各地域の特性にあった行政サービスの提供が可能になると考えられている。
P 1	協働	「協働」とは、それぞれの立場においてお互いの不足する部分を補い、ひとつの目的を達成すること。
P 4	分庁方式	各庁舎に行政組織・機構を振り分けて使用する方式。
P 4	スキルアップ	技能や能力を向上させること。
P 4	C A T V	ケーブル（有線）テレビ。同軸線や光ファイバーなどを使い、テレビ放送や情報を加入者の受信機に分配する。
P 5	行政評価システム	行政活動を客観的な基準指標をもって、妥当性や成果を評価する手法。政策評価、施策評価、事務・事業評価の 3 種類があり、行政目的の特定と事業内容の分析を行うことにより、コストや成果を重視した行政サービスを提供することが可能となる。

ページ	用語	用語の説明
P 5	パブリックコメント	行政機関が市民生活に重大な影響を与える計画や制度、条例等の制定・改廃にあたり、原案を公表して事前に市民から意見を求め、それらを参考として最終案をまとめるとともに、意見に対する行政機関の考え方を公表する制度。
P 5	情報公開制度	市民の知る権利を尊重し、行政情報の公開を請求する権利を明らかにすることで、市民の市政参加を一層促進し、市政に対する理解と信頼を深め、公正で開かれた市政の発展をめざすもの。
P 5	個人情報保護制度	市が行う個人情報の収集、保管や利用についての基本的なルールと、市民が、市が持つ自分の個人情報を見たり、誤りを訂正したりする手続きを定める制度。
P 6	指定管理者制度	地方自治法の一部改正（平成15年9月）により、市が設置している文化施設や社会福祉施設などの「公の施設」の管理を、市の外郭団体や公共的団体だけでなく、民間事業者やNPO法人などの団体に任せることを可能にした制度。
P 7	外郭団体	行政が主体となって設立した財団法人等
P 7	合併特例債	合併後10年間、まちづくり推進のため、「まちづくり計画」に基づいて行う事業や基金に要する経費について、その財源として借り入れられる地方債のことで、返済の70%は普通交付税によって措置される。
P 7	起債	行政が、道路や学校など施設整備を行うために、国や民間金融機関などから長期的に借り入れる資金のこと。
P 8	組織のフラット化	管理階層を削減し、組織の下位階層に権限が委譲され、各構成員が高い自律性を持って活動している組織にすること。
P 8	庁内分権	現場の権限と責任を明確にし、臨機応変のサービスの提供を可能にしようとするもの。
P 9	庁内LAN	同一建物や同一敷地内にある電子計算機等を電線ケーブルや光ファイバー等の通信回線で接続したネットワークであるLANを活用した全庁的なシステム

ページ	用語	用語の説明
P 9	地方公営企業	地方公共団体が行う行政活動のうち、水道、病院など企業活動として行うもので、地域住民の福祉の増進を目的とする点は一般行政活動と同じですが、その活動に要する経費は税金ではなく、利用者の負担する料金によって賄われる。
P 1 0	合併特例法	市町村が合併する際の、手続き、財政的な特例措置等について定められている。法律の正式名称は「市町村の合併の特例に関する法律（H17.3.31を期限とする時限法（一定の期間を有効とする法律））」